

守口東高校いじめ防止基本方針

大阪府立守口東高等学校

平成28年10月20日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも生徒に寄り添いながら相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、相手を尊重し、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援し、社会で通用するよう豊かな人権感覚を育成する学びの場づくりが重要となる。

本校では、「すべての生徒が他者理解、思いやり、そして自己を大切にする気持ちを持ち、自らの夢や志を持って新しい社会を切り拓く態度を育成する。」を教育目標としており、日々の教育活動に取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒等に対して、生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

文部科学省 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条より

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
（“プロレスごっこ” “肩パン”）
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 金品を隠したり、盗んだりさせられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
（SNS への書き込み、拡散等）
- 「いじり」と称して、からかったり、馬鹿にしたりする（※）

※いじられている生徒が「本当は嫌だ」という気持ちを抑圧していることが多く、悪質ないじめに繋がりやすい行為であるにもかかわらず、軽視されがちである。単なるキャラクター（いじられキャラ）と捉えることなく、いじられている本人の気持ちを聴くなど、初期段階から対応することが大切である。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒支援委員会主担、生徒指導主事、各学年主任、支援教育コーディネーター、養護教諭、人権教育推進委員長、教育相談担当状況に合わせて関係職員

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

なお、本委員会の主担者は人権推進委員長があたり、委員会の招集等についての業務を行う。

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立守口東高等学校 いじめ防止年間計画				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・オリエンテーションにおいて人権推進委員長より講話 ・高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約 ・情報共有会議 ・アンケート「学校生活と人権に関して」の実施・考察 ・人権 HR（クラス開きのアクティビティ）	・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知	・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・HR（校外学習に向けて自己有用感育成）	・第 1 回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、新入生を中心とした生徒状況を共有） ・「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 ・PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
5 月	・校外学習 ・人権 HR（講演「人権を侵害しないスマホ・タイの使用」） ・守口東安心アンケート実施	・校外学習 ・守口東安心アンケート実施	・校外学習 ・守口東安心アンケート実施	・教育相談週間（5 月） ・教職員教育相談研修（事例検討他）
6 月	・体育祭 ・人権 HR（性教育講演会） ・保護者懇談週間（家庭での様子の把握） ・人権 HR（政治的教養）	・体育祭 ・保護者懇談週間（家庭での様子の把握） ・人権 HR（平和学習） ・人権 HR（政治的教養）	・体育祭 ・保護者懇談週間（家庭での様子の把握） ・卒業生講演（社会性の育成） ・人権 HR（政治的教養）	・教職員間による公開授業週間（わかる授業づくりの推進）
7 月	・アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 ・守口東安心アンケート考察	・アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 ・守口東安心アンケート考察	・アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 ・職場見学（社会性の育成） ・守口東安心アンケート考察	・アンケート回収箱の設置 ・第 2 回委員会（進捗確認） ・教育相談週間（8、9 月）
9 月	・文化祭 ・人権 HR（政治的教養） ・人権 HR（人権発言）	・文化祭 ・人権 HR（政治的教養）	・文化祭 ・人権 HR（政治的教養）	
10 月	・保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	・保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	・保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	
11 月		・人権 HR（平和学習）	・人権 HR（労働条件）	・教職員研修（外部機関との連携について）
12 月	・アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	・アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 ・修学旅行	・アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 ・人権 HR（性教育講演会）	・教育相談週間 ・教職員間による公開授業月間（わかる授業づくりの推進）および保護者に対する公開授業
1 月	・人権 HR（自己肯定感を高めるワーク） ・人権 HR（映画鑑賞「世界の果ての通学路」）	・人権 HR（詳細未定）	・アンケート「学校生活と人権に関して」の実施・考察 ・守口東安心アンケート実施・考察	・アンケート回収箱の設置 ・第 3 回委員会（状況報告と取組みの検証）
2 月	・守口東安心アンケート実施・考察	・守口東安心アンケート実施・考察		・教育相談週間
3 月				・第 4 回委員会（年間の取組みの検証）

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、年4回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

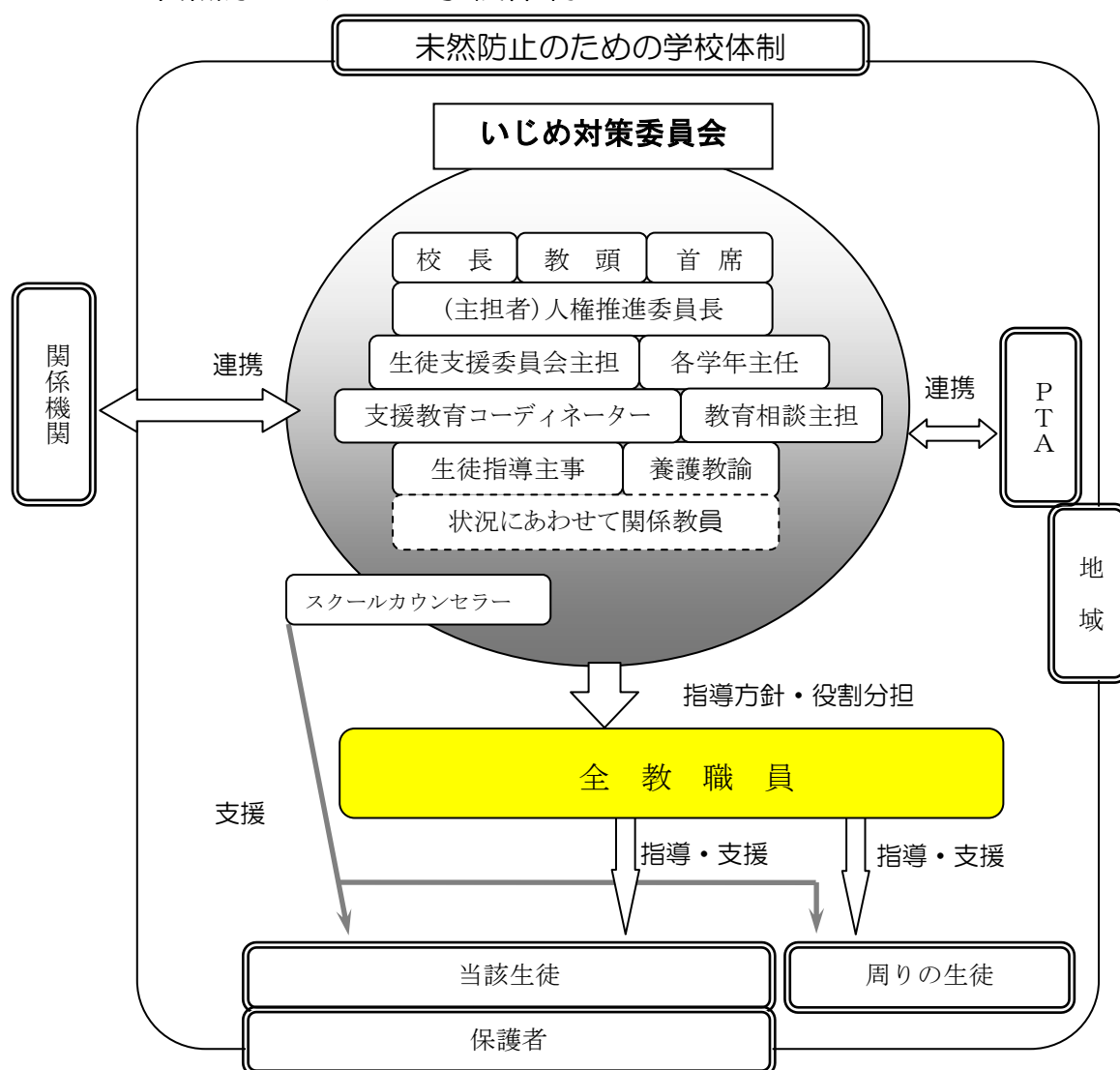
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめの未然防止のために全教職員が取組む体制については以下に記載し、前述の年間計画とあわせて生徒のみならず教職員も「自己有用感」が育成できる学校文化を創りあげていくことが大切である。その取組みにより安心・安全に学校生活を送ることができると考える。

いじめの未然防止のための学校体制



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して「いじめ対策委員会」で教員研修を実施する。また、生徒に対してはコミュニケーションを大切に
した指導を心がけるよう努める。

生徒に対しては、「自己有用感」が育めるような行事等の取組みを推進する。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重
し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を
育てることが必要である。そのために、授業や行事等において生徒が発表できる場
を提供することが大切である。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、一方的な力の指導でな
く生徒の力を引き出す指導が必要である。また、分かりやすい授業づくりを進める
ために常に教員が互見授業が行えるよう推進する。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために体育祭、文化祭、球技大会
や中学生対象の学校説明会において生徒が前面に立ち活躍できる場を提供すること
が大切と考える。

ストレスに適切に対処できる力を育むために人権教育推進委員会が中心となり
「ピアサポート」の取組みを行う。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を
払うため外部団体を活用し生徒からの相談を受けやすい環境をつくる。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、体育祭や文化祭等の行事において
生徒が企画運営するなど生徒の活躍できる場を提供する。また、中学生に対しての
学校説明においても生徒が前面に立てるよう工夫する。

- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、人権教育推進委員会や各
学年で「ピアサポート」を取り入れたホームルームを計画し展開する。

また、人権教材「安全で安心な学校づくり推進事業 COMPASS」についても十分
活用する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

そのため、平素から生徒とコミュニケーションを取ることは当然であるが、保護者との連携も大切に、学校で生じた事象について保護者への報告を怠らないようにすることが大切である。また、週1回の担任会で情報交換を行い、必要に応じて担任外の教員とも情報共有を行う。さらに「守口東高校安心アンケート」を実施し、生徒自身もしくは友人から、安心して発信できる機会を設け、教員と生徒の信頼関係を強化していく。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケート（2種）を、各々年2回実施する。

その際回収方法、対応方法について生徒が安心して応えることができるように配慮を行う。

- ・守口東安心アンケート（本校独自）・・・5～7月・1～2月

- ・安全・安心アンケート（教育庁より）・・・7月・12月

アンケートに記載された内容について、担任が直接声をかけ、見守り・協力の姿勢を示す。日常の観察として生徒とのコミュニケーションを取り、わずかな変化にも気づくことで、生徒との信頼関係を強化することが重要である。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るために日常の連絡や報告を緊密に行い、学校において生じた事象について家庭連絡を怠らないようにする。生徒の学校生活に影響を及ぼす重要な事態の際は、全教員で情報共有、対応共有を行う。被害生徒だけではなく、加害生徒についても人権についての配慮を行う。

(3) 生徒、保護者、教職員が、相談しやすいようにその窓口を多く設定して、周知しておく。（具体的には、保健室、PTA 教育懇談会、大阪府教育センターすこやか相談、スクールカウンセラーなど）

(4) 特に長期休暇中や長期休暇後には、生徒への見守り・声掛けをしっかりと行い、早期発見に努める。

(5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、収集の方法、生徒対応、保護者対応、資料保存、情報共有等において慎重に行い、管理する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート図」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- (4) 当該生徒の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に相談することがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、「いじめ対策委員会」において議論を行い、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることで、より教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。また、書き込みがあった場合、学年集会を開催し、全体指導も並行して行う。

<別添>

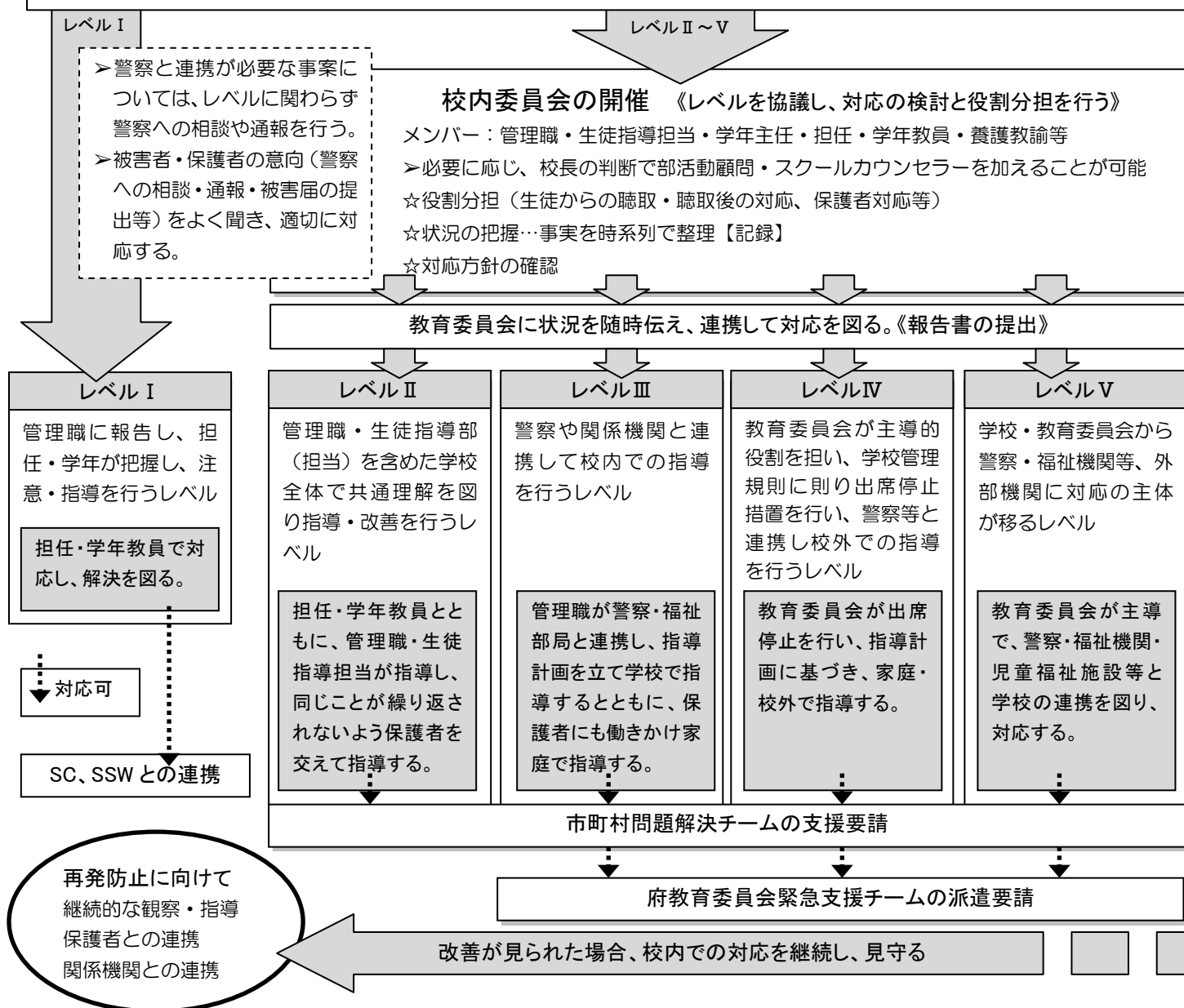
5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

ね ら い

■生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留 意 事 項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。